

# 愛媛県農村災害支援協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、愛媛県農村災害支援協議会(以下「協議会」という)という。

(目的)

第2条 協議会は、農地及び農業用施設等の迅速かつ的確な災害復旧事業並びに農業用施設等の防災・減災に向けた維持管理活動等の推進を、民間の技術者や地域住民等の参画を促進して、支援することを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1)愛媛県(農林水産部・農地整備課長)
- (2)愛媛県内関係市町村(災害担当課長)
- (3)愛媛県土地改良事業団体連合会(常務理事)
- (4)農村災害復旧専門技術者(代表者)
- (5)愛媛県農村防災支援隊(隊長、副隊長)
- (6)その他協議会において必要と認めた者

注)農村災害復旧専門技術者:認定制度要綱による者

(役員)

第4条 協議会に会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表するものとし、愛媛県土地改良事業団体連合会常務理事をもってこれに充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、その職務を代理するものとし、愛媛県農林水産部農地整備課長をもってこれに充てる。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は会務に必要な業務を担当する。
- 3 事務局は愛媛県土地改良事業団体連合会に置く。
- 4 事務局に、事務局長を置く。

(総会)

第6条 協議会は原則として年1回総会を開催する。ただし会長が必要と認めたときはこの限りではない。

- 2 総会の開催は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は会長があたる。会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。
- 4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。
- 5 総会に附議する事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1)年度活動計画及び年度活動実績に関する事項
  - (2)その他会長が必要と認めた事項

(活動内容)

第7条 協議会は、前条の目的を達成するため、農地・農業用施設等の災害復旧、防災・減災活動にかかる次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 専門技術者等の募集、登録、連絡等に関する事。
- (2) 年度活動計画作成と実績報告に関する事。
- (3) 講習会等の実施に関する事。
- (4) 普及・啓発・広報に関する事。
- (5) 他の農村災害支援協議会との連携・調整に関する事。
- (6) 愛媛県農村防災支援隊の活動に関する事。
- (7) その他、前項の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(細則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月15日から施行する。

この規約は、平成27年6月 1日から施行する。